

砥部町教育委員会告示第 4 号

第 2 回砥部町社会教育委員会議の開催について

砥部町会議の公開に関する要綱（平成 1 8 年砥部町告示第 6 8 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、第 2 回砥部町社会教育委員会議の開催を次のとおり公示します。

令和 7 年 2 月 21 日

砥部町教育委員会教育長 大江 章吾

第 2 回砥部町社会教育委員会議の開催のお知らせ

1 会議の名称	第 2 回砥部町社会教育委員会議
2 議題	各係の事業における課題について
3 公開・非公開の別 （非公開とする場合は、 その理由）	公開
4 開催日時	令和 7 年 3 月 12 日（水） 1 9 時から
5 開催場所	砥部町中央公民館 2 階 会議室 1
6 傍聴人の定員	5 人
7 傍聴の手續	別紙傍聴要領に定めるところによる
8 問い合わせ先	砥部町教育委員会 社会教育課 電話 9 6 2 - 5 9 5 2（内線 7 1 3）
9 その他必要事項	

傍 聴 要 領

砥部町社会教育委員会議

1 傍聴する場合の手続

- （1）会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻10分前までに、会場受付で氏名及び住所を受付簿に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- （2）傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- （3）会議開会後は、会場内への入室は認めないものとします。

2 傍聴できない者

- （1）人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- （2）のぼり、ビラ、ラップ、拡声器等を携帯している者
- （3）酒気を帯びていると認められる者
- （4）前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者

3 会議を傍聴する場合に遵守すべき事項

- （1）会議場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- （2）会場内において、みだりに発言しないこと。
- （3）会場内において、みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- （4）会場内において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- （5）他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （6）会場内において、写真撮影、録音、録画等を行わないこと。ただし、会長により特別に許可された場合は、この限りでない。
- （7）前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- （1）傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び職員の指示に従ってください。
- （2）傍聴人が3に掲げる諸事項を遵守しないときは、これを注意し、なおそれに従わないときは、退場させる場合があります。

5 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。